

広島県告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

三次市甲奴町小童字塔之宮二〇七二の一から二〇七二の三まで、二〇七三、二〇七五、二〇七八から二〇八〇まで、二〇八二の一、二〇八二の二、二〇八三、二〇八五から二〇九一まで、甲二〇九二、二〇九三から二〇九五まで、二〇九七、字塔ノ宮二〇八四の二、二〇八六の二、二六一八の九、字埜川西二〇三、二一〇四、二一五二から二一五五まで、字市場二五一九の一、二五二〇、二五二一、二五三七、二五三八の一、二五六五の一、二五六六

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)